

平成 28 年版
パーフェクト宅建過去問 10 年間
【法改正のお知らせ】

(3756)

平成 28 年 8 月 9 日
株住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 28 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 28 年 10 月 16 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
宅建過去問ナビ P6～12 「[2]最近の法改正」に追加	別紙 2 ページを追加	
宅建過去問ナビ P15 上 2 行目	民法の規定については違憲とする最高裁の決定（平 25. 9. 4）があった。	民法の規定は改正され、両者の相続分は相等しいものとされている（民法 900 条 4 号）。
宅建過去問ナビ P19 上 6 行目	(2) 農地法では、 <u>直近</u> の法改正が	(2) 農地法では、法改正が
上 7 行目	年 12 月に、「 <u>農地法の許可を必要としない</u> 相続等により	年 12 月に、「相続等により
上 11～12 行目	（「22-22-肢 1」）。前述「最近の法改正」	（「22-22-肢 1」）。今回の改正点である 4 条 5 条の許可権者の変更も出題の可能性が高い。（別紙「最近の法改正」の「法令上の制限」3 を確認のこと）
問題編 P35 問題 24①1 行目 2 箇所	平成 <u>27</u> 年	平成 28 年
問題編 P131 問題 23 中 5 箇所	平成 <u>27</u> 年	平成 28 年
問題編 P132 問題 24②上 1 行目	平成 <u>27</u> 年 4 月	平成 28 年 4 月
問題編 P228 問題 24①上 1 行目	「平成 <u>27</u> 年 <u>10</u> 月 1 日付	「平成 28 年 4 月 1 日付
問題編 P293 問題 28①③ 各上 1 行目	平成 <u>27</u> 年 4 月に	平成 28 年 4 月に
問題編 P322、323 問題 26①～④6 箇所	平成 <u>27</u> 年	平成 28 年
正解と解説編 P16 問題 24①2 行目 2 箇所	平成 <u>27</u> 年	平成 28 年
正解と解説編 P111 問題 24②下 2 行目	（同法附則 11 条 <u>10</u> 項）	（同法附則 11 条 9 項）
正解と解説編 P111 問題 24②の最後	（平成 28 年 3 月 31 日まで）を 削除	
正解と解説編 P111 問題 24④の最後	（平成 28 年 3 月 31 日まで）を 削除	
正解と解説編 P174 問題 23③ 上 3 行目	良質住宅なら平成 27 年に 1,500 万円, <u>28 年に 1,200 万円</u>	良質住宅なら、平成 28 年 1 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日までの住宅取得契約につき 1,200 万円

正解と解説編 P272 問題 26④ 下 1 行目	平成 27 年 12 月 31 日	平成 29 年 12 月 31 日
正解と解説編 P303 問題 26① 下 1 行目	平成 27 年 12 月 31 日までの	平成 29 年 12 月 31 日までの

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
正解と解説編 P30 問題 47④ 上 4 行目	(同規約 18 条 <u>(1)</u>)。	(同規約 18 条 1 項 (2))。
正解と解説編 P251 問題 43③上 4～5 行目	<u>両方から受領することはできないが、 仮に両方から受領しても</u> 、その合計は	両方から受領 した場合 、その合計は